

議会運営委員会

平成31年3月28日（木曜日）午前10時01分 開会

出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

欠席委員（2名）

委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
----	------	----	------

オブザーバー（2名）

議長	君島一郎	副議長	山本はるひ
----	------	-----	-------

出席議会事務局職員

議会事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐兼 庶務係長	田野恵子	議事調査係長	関根達弥
議事課主査	室井良文		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1) 関係例規の整備について
 - (2) 取組実行計画の概要版について
 - (3) その他
4. その他
5. 閉会

開会 午前10時01分

◎開会の宣告

○吉成委員長 皆さん、おはようございます。

定時を過ぎましたので、本日の議会運営委員会を開催したいと思います。



◎委員長挨拶

いよいよあすから統一選告示ということで、何かと皆さんにおかれましてはお忙しい時期かと思うのですが、どうしても議会運営委員会を開催して、皆さんの了承を得た中で進めなければいけない協議事項がございましたので、少し急な集まりになってしまいましたが、その点はぜひともご了承いただきたいと、そのように思います。

また、大野委員のほうから、本日欠席の旨の連絡をいただいております。

それでは、これより議会運営委員会を開催させていただきます。



◎協議事項

○吉成委員長 それでは、最初に3の協議事項に入ります。

(1)関係例規の整備について。

幾つか資料をお示しをさせていただいています。その中でごらんになっていただきたいのは、那須塩原市議会公印規程、こちらの資料をごらんください。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

係長。

○関根議事調査係長 それでは、那須塩原市議会公印規程の一部改正についての説明を、資料を使いましてご説明のほうをさせていただきます。

趣旨としましては、例規に長の役職の定めがあるにもかかわらず、公印の規程のないものについて追加するものでございます。

現在の那須塩原市議会の公印規程をつけてございますので、そちらをごらんいただければと思います。

那須塩原市議公印規程というのが皆様のお手元にありますでしょうか。次が公印についてだと思います。一番最後ですね、申しわけありません、はい。

この別表、1番、ちょうど真ん中にあります別表を見ていただきますと、議長印から始まりまして、事務局の印までございますが、議長の印がなかったり、会議規則第166条別表に定める、例えば議会だより編集委員会の委員長の印がなかったり、それから副委員長の印もない、そのような現状となっております。

それを受けまして、2番の改正の概要にありますとおり、例規、委員長の役職がある者についてのうち、別表に公印の規程がないもの。(1)の副議長の印から始まりまして、(10)の副本部長の印まで、こちらについてを追加したい、そのように考えてございます。

なお、各個々の委員長の印が想定しているものは会議規則第166条別表に定める議会だよりであり、議会報告にての委員長の印。それから、7番の会長の印につきましては、政治倫理審査会での会長の印、それから9番の本部長の印につきましては、災害対策本部設置要綱に定めます本部長の印を想定しているものでございます。

改正のスケジュールにつきましては、本日の議運のほうで了承を得ていただきました後、議員の

皆様にメールでご連絡し、4月18日の全協で報告したい、そのように考えております。

なお、こちらの改正につきましては、一番下、波線で表示してありますとおり、議会の先例・事例集によれば、議会の規則・規程の改正と改廃は、議会運営委員会及び議員全員協議会において了承を得て議長が定めるものになっておりますが、議長さんがいる中で大変失礼な言い方ですが、議長さんにも事故があるとき、不在になったとき、例えばですけれども、そのときには副議長が職務を代理することになりますので、緊急に対応する必要があるということから、先例によらず、議会運営委員会の了承を得た後、議員の皆様にお知らせをする形です承をとって制定というような形に持っていきたい、そのように考えている次第でございます。

以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

ただいま、公印規程の一部改正について説明をいただきました。

皆さんのほうから何かございますか。

本来であれば、この公印については、もっと早目にですね、そろえておかなければいけなかった部分ではあるんだと思うんですね。今回、皆さんもご存知のような事情がありますので、それを契機に足りない部分が幾つかありましたので、このような改正を行って、その十分補充してという内容になっています。

何かございますか。

印鑑の大きさはどのぐらいとか、そんな……

[発言する人あり]

○吉成委員長 係長。

○関根議事調査係長 1点だけ補足説明させていただければと思います。

実は、公印規程に定めがないだけでなく、

実際に物として現在なかったというようなところの実情でございまして、一部の公印につきましては、一部早急に発注して、納品がされたところですが、残りのものについて年度内に完了しないということなので、31年度に発注を送っておりますので、決算時には30年度にも公印の一部が備品購入費として出てくると。31年度決算にも備品購入費として公印が出てくる、そのようになっておりますのでご了解いただければと思います。

説明は以上です。

○吉成委員長 ちなみに、幾らぐらいするんですか。係長。

○関根議事調査係長 1つ6,000円程度でございます。

[発言する人あり]

○吉成委員長 それでは、あれですか、公印規程の一部改正については、ただいまの説明どおりでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 本来であれば、先ほど説明あったとおり、ここの議運で決めて、4月に開催予定とされております全協の中で皆さんにお諮りをして、最終確認をとるとというのが本来の手続なんです、それがどうしてもできないということですので、この場の決定とさせていただいて、あとは各議員の方々にはきょうじゅうにメールで流すという形を、先ほど説明のとおりとらせていただきますので、その点もご了承願いたいと思います。

続きまして、先例・事例集の一部改正、こちらもお手元に資料を提示をさせていただいております。それらをごらんください。

では、これについても係長お願いします。

○関根議事調査係長 それではお手元に配りました資料のタイトルは、改元に伴う定例会、委員会の呼称についてというふうな資料でございます。

これは前回の議運でも出た件となりますけれども、本年5月1日に元号が改められることによる、定例会、臨時会の具体的な呼称ということで、議会の招集は1月から12月の間に条例で定める回数招集されることから、改元に関係なく第2回とするということでした承いただいたかと思えます。

具体的に申し上げますと、5月15日予定の臨時会については、新元号間で第2回臨時会とすることになります。なお、議案等の番号につきましても第1回からの1年間をそのような取り扱いになるかと思っております。

その中でも元号に関して、先例・事例集の中に、波線の中に書いてありますとおり、議会の呼称につきまして、1番に定められまして、「議会の呼称は」というようなところでいって「平成〇〇年」というふうな形になってございます。これにつきまして、改元がございまして、「平成〇〇年」ではなく、新元号という形に改正したいというのが内容でございます。

具体的に申し上げますと、後ろのページをお開きいただければと思えます。

すみません、見出しが議会の称呼となっておりますが、先例・事例集上は議会の呼称が正しくなっております。大変申しわけございません。

この議会の呼称につきまして、先ほど申し上げた現在「平成〇〇年」となっているところにつきまして、「新元号〇〇年」というふうにするので、今後の元号改正に対応した先例・事例集になるというふうなものが今回の改正の趣旨でございます。

説明は以上でございます。

大変申しわけありません。今後のスケジュールですね、これにつきましては議論の余地がございませんので、本日の議会運営委員会で決めていただいた後、執行部のほうにも5月臨時会の準備が

ございますのでお知らせしますとともに、4月18日の議員全員協議会で報告というふうな形にさせてもらえればと思っております。

以上でございます。

○吉成委員長 呼称についての説明をいただきました。

前回の3月13日の議運の中でもお示しをして、皆さんにご了解いただいたところであります。それを先例・事例集の新旧対照表にありますように、このような形で改正をするということです。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 このような形をとらせていただきますので、お願いいたします。

それでは、続きまして、例規審査会が、総務部のほうの例規審査会が3月26日に開催をされました。

前回、皆さんにも改めて文書質問等、それから会議規則、だより、報告会、基本条例、そして政務活動費等々説明をさせていただきましたが、それらの審査が通過をいたしましたので、それに関する説明、報告をお願いします。

係長。

○関根議事調査係長 今、委員長からありましてっており、きのう、おととい、総務部の例規審査会がありまして、基本的には内容に変更なく通過したというふうなところが結果報告でございます。

ただし、幾つか技術的なポイントについて指摘、修正の要請がございましたので、それを簡単に説明させていただきます。

内容につきましては、ホワイトボードにちょっと代表的な事例を書かさせていただいたのですが、どんな指摘、修正をされていたかといいますと、文書質問に関する規程では、第3条第4項に「質問書が適当」という文面が出てまいります。第3

条の第4項、「議長は質問する内容が適当であると認めるときは」とあるんですが、その前の第3項の中で、「議長は内容を審査の上」という文言があるので、内容を審査して適当であるかどうかを判断するのだから、質問する内容が適当かどうかというような書き方のほうがより適切ではないかというような指摘を受けましたので、そのとおり修正をするものでございます。

それと、②番として、会議規則です。ちょっと大分開いていただかなくちゃならないんですが、会議規則の1番の会則、総則というようなことでお開きいただけますでしょうか。4枚ぐらいめくなくちゃならないのでご面倒かと思いますが。

内容としましては、第23条などということなんですが、本改正の本題は題名の編集委員会と報告委員会を削除するというところが本体だったんですが、ほかの修正をするところの中で審査がありまして、私どもから出したとき、つまりは前回皆様にお示ししたときには、やりたいことというのはこの「議会が終わる」というのが文言があるところの「終わる」の送り仮名ですね、表示にありますとおり、「議会が終る」という2文字で「終わるを」表現していたところに、「終る」の2文字の間に「わ」を加えるというふうな修正の手法をとったところ、審査会の中では、一般には、その那須塩原市での話になりますが、那須塩原市の場合はそちらの丸に書いてありますとおり、「終」の次に「わ」を加えるのではなくて、「終る」を「終わる」に改めるという書き方のほうが通常だというふうなご指摘をいただきまして、そのように直した、このような技術的な修正が幾つかありますものですから、代表的な事例だけご紹介させていただいて、結果報告とさせていただければと思います。

説明は以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、説明いただいたとおり、まあ我々からすると同じじゃないというような、そういう正直なところはありますけれども、やはり例規審査会、厳正にされて、そこで議論されてこうなったということですので、ご了解していただきたいと思います。

そのほかにも、前回お示しをしましたように、平仮名が漢字に、そういったのも幾つもございますので、そこは変わらないということであります。

この点について、皆さんから。

係長。

○関根議事調査係長 すみません、1点だけすみません、ご確認させてください。

きょう、お認めいただきました後、前回もお示ししましたが、4月18日の全員協議会確認のものと、5月23日の議員全員協議会確認のものと、ものによってタイミングが違ってまいりますので、その点だけご了解いただければと思ってございます。

○吉成委員長 全協で了承を得ればそれでいいものと、そうじゃないものとありますので、それを分けるということです。

皆さんのほうから何かございますか。よろしいですか。

〔「1点だけいいですか、すみません」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、副委員長。

○相馬副委員長 平仮名を漢字にしたりとかというのはわかるんですが、第10条の第4項中のこれだけちょっと説明してもらう、第10条の第4項も見ているのですが、ちょっとこれを削る、これを削る理由等あれば説明して……。

○吉成委員長 係長。

○関根議事調査係長 例規につきましては、条文、

他からの条文を参照するときに、何々法第何条とか、そういった形で参照します。私どもの会議規則については、大変ある意味親切なことに、条文の後に見出しを書いていたんですね。本来見出しはつけませんので、正しい形に直したというふうなところが実情でございます。

○相馬副委員長 わかりました。

○吉成委員長 みんな見出しがついていたんですね。それをだから。

○関根議事調査係長 大変親切な……

○吉成委員長 通常の表現の仕方にしたということですね。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(1)、関係例規の整備については以上といたします。

(2)の取組実行計画書の概要版についてを議題といたします。

皆さんのお手元に、今回、概要版つくらせていただきました。そちらをごらんください。

じゃ、これについても。

係長。

○関根議事調査係長 それでは前回、委員長のほうからお話がありました取組実行計画の概要版についてご説明いたします。

今回、取組実行計画のプロモーションをこちらにありますとおり、「議会の見える化」「開かれた議会」「議会改革」というふうにしましたので、それに沿った形で正副委員長のほうから5つの重点項目といったようなことをご提示いただいた次第でございます。

内容につきましてはこちらにあるとおり、先ほ

どの3つの大きな基本方針をもとに、1つは、議会報告会と広報広聴、2番目として、政務活動費の透明化、3番として、請願・陳情の意見聴取、4番として、政策の立案・提言、5番目として、議会改革というふうにしました。

この順番につきましては、取組実行計画にあります順番としてございます。

右側の、例えば1番の議会報告会で言いますと、3つ具体的な取り組みを書かさせていただきました。これにつきましては取組実行計画のほうを読みやすいように変更しましたところと、各項目3行ぐらいに抑えたいというふうなことで、見やすさというふうなところに配慮しまして、取組実行計画のほうも若干表現を変えたようなところもございりますが、このような形で見やすいものにした、そのような思いでつくっていった次第でございます。

後ろのページを開いていただきますと、取組実行計画の基本的な事項ということで、趣旨、期間、それから議会活動マネジメントサイクルについて表示をしたところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

議会最終日発議として、那須塩原市議会取組実行計画、皆さんの賛同を得て、可決をいただいたわけですね。

お手元に持っている方もいらっしゃると思いますが、これに関して言うと、11ページの構成に全体でなっている。それらをよりわかりやすくということで、表裏の2ページ仕立てにいたしました。

皆さんのほうから何かこれらについてご意見ございますか。

副委員長。

○相馬副委員長 基本方針のところのかぎ括弧の中、「議会の見える化」、それから「開かれた議会」、

「議会改革」、それからもう一つ、23項目というこの4点が方針のポイントなんだろうと思うんだけど、ここの同じこの楷書体でずっと並んでおりますが、ここの部分に、その4点の部分だけ何というんでしょうか、ゴシック体というんですか、この四角い文字にかえるとかということとは可能なんでしょうか。ちょっとかえたほうが見やすいのかなと思ったんですけども。

係長。

○**関根議事調査係長** 技術的には当然可能でございます。

○**相馬副委員長** いかがでしょうか。

○**吉成委員長** 今、副委員長のほうからそのような提案がありました。実際に、議会最終日でその実行計画、これについて発議をした際に、提案理由の説明を、私させていただいたんですが、その冒頭、今、副委員長のほうからあったように、この「議会の見える化」、「開かれた議会」、そして「議会改革」、これらについて議会として取り組んできたというのを最初に、提案理由の説明の中に入れていただきましたので、これ本当に大きな3つのポイントにはなっているのは事実です。だとは思いますが。その見ばえであったり、バランスであったり、それから全体的なものでしょうか。いかがですかね。

〔発言する人なし〕

○**吉成委員長** 今、副委員長のほうから提案のあったのは、かぎ括弧の3つと、それから「23項目の活動」というこの部分ですね。じゃ、これを少し強調するというところでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** どうですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** これがホームページにアップされるので。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** じゃ、そのような変更を加えさせていただきます。

そのほかにもこの概要版についてございますか。

〔発言する人なし〕

○**吉成委員長** ございませんか。

じゃ、そのような扱いとさせていただきます。

続きまして、(3)その他のほうに移ってまいりたいと思います。

平成30年度の議会当初予算で、議場等のWi-Fiの整備についての予算があったわけですが、なかなか執行されずにいたんですけども、ようやくWi-Fiが使えるようになりました。それらについて説明をいただきたいと思います。

係長。

○**関根議事調査係長** まず冒頭、Wi-Fiの環境整備につきましては、議会費ではなくて、2款の総務費のほうにシティープロモーション課の事業として組まれていますことをご報告申し上げます。

○**吉成委員長** すみません、今回、違いましたね。

○**関根議事調査係長** 資料としては、議会からのWi-Fi利用等についてに基づいてご説明させていただきます。

先ほど申し上げました、シティープロモーション課によるWi-Fi化工事のほうが先日終わりました。この部屋で言いますと、あそこの天井の光っているもの、あれがついたところがございます。アクセスポイントということなので、あそこから電波が飛んでいるというようなことだそうでございます。

今、申し上げたとおり、各室ではありませんが、2階フロア全体に届くように7カ所アクセスポイントが整備されまして、フロアのWi-Fi化が

3番としまして、ここが注意点ということなんです。先ほど申し上げたとおり、複数のアクセスポイントを整備した中で、例えば廊下の真ん中、中央あたりを歩いたり、議場のちょうど真ん中に行くと、複数のアクセスポイントからちょうど電波が同じところに立っちゃった場合、スマホやタブレットがどっちのWi-Fi、アクセスポイントにアクセスしていいのかわからなくなって、つながりにくくなるケースがあるそうでございます。それで、その際には変な話、廊下は少しどっちかのほうへ行くとか、両方どっちかに何とかすればすぐに解消していくそうなので、お気をつけいただければというのが3番の内容でございます。

説明は以上でございます。

○吉成委員長 議会フロアのWi-Fiの利用について等の説明をいただきました。

みなさんのほうからございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 利用範囲ということで2番にありますけれども、これ、先ほど説明いただいたように、原則としてとしております。これまでタブレット端末の使用基準つくったわけですが、それを踏襲した形で範囲は利用しようということになっています。ただ、説明にあったように、どうしてもラインを中心としたSNS等は当然入ってきますので、それらも開くなどというわけにもいきませんので、そういうところはもう自己判断しかないんだと思います。

それと、3の留意点の(2)ですね、これは先ほどの説明のとおり、業者の方からのアドバイスということですので、ここはある程度本当に徹底しておかないと、みんなに迷惑がかかってしまうということですので、これらについても全議員が把握をしていただきたいなというように思います。

いかがでしょうか。このような形でよろしいで

すか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 じゃ、このような形で今後お示しをさせていただきたいと思います。

それから、そのほかということで私のほうから1点あるんですが、この3月議会において、委員会において、計画の修正が行われた案件が1件ございました。

これまでも本会議における動議、修正動議等が出されてきました。ただ、現実的にはそれが了承されて修正された予算であったりということにはなかったわけですが、現実的にはそれらの明確なルールは実はつくられていないというのが現状なわけですね。その都度、その都度、参考図書等を見ながら進めてきているというのが現状なわけです。

ですから、どこかでやはりある程度の規定はつくっておいたほうが、この後等考えると、備えあれば憂いなしですからいいのかなと思うんですね。そういった観点で一番早い方法としてはやはり、先例・事例集にうたうということだと思えます。先例・事例であれば、議員全員協議会の場で了承いただければ、そのまま追加することが可能ですので、それも含めて。

それから、議員間討議に関しても、ある程度ルー的なものはありますけれども、これも今回の基本条例の検証の中でもありましたけれども、明確にはまだまだなっていない部分がありますので、それらも基準、規則等にするのか、それとも先例・事例の中に入れていくか、今後、それらの、言うなれば規定もつくっていきたいなと思うんですね。

ですから幾つか、そのほかにも先例・事例集を見直す項目というのが、実際に中をのぞいて見るとたくさんあると思いますので、それらを含めて

次回の議運になるかもしれませんが、まあできる範囲で、この任期中にも幾つか見直し等はいながらお示しをして決めていきたいと思いますので、その点、皆さんよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形で先例・事例集等の見直しをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、皆さんのほうからその他ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

事務局のほうから何か。

〔「ありません」と言う人あり〕



◎その他

○吉成委員長 それでは、大きな4のその他で皆さんからありますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。



◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは、大変お忙しい中お集まりをいただきました。

短時間のうちに協議を済ませることができました。大変にありがとうございました。

以上をもちまして、議会運営委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午前10時33分